

株式会社ソラヤマいしづちとクラブツーリズム株式会社に関する 石鎚山系広域観光におけるテーマ別観光促進のための包括連携協定書

株式会社ソラヤマいしづち（以下「甲」という）及び株式会社クラブツーリズム（以下「乙」という）は、石鎚山系における広域観光（愛媛県西条市・久万高原町・高知県のいの町・大川村）における各種テーマ別観光の推進に関する連携協力について、以下の通り協定を締結する。

（基本理念及び目的）

第1条 本協定は、各当事者が、共通する理念のもと、相互に緊密な連携を図り、協力して互いの資源を有効に活用した協働の取組みを推進することにより、石鎚山系の広域観光振興及び地域活性化、更には新たな観光体験の創出を多角的にアプローチし、観光における交流人口の拡大を図ることを目的とする。

（連携等を行う事項）

第2条 本協定に基づき、各当事者が行う連携の内容は、次の通りとする。

- (1) 石鎚山系エリアの広域観光開発及び誘客
- (2) 地域の自然資源を活かした「ネイチャーテーマパーク構想」の実現（別添参照）
- (3) 同エリアへの送客促進
- (4) その他、各当事者の協議により必要と認められた事項
- (5) 甲、乙のいずれかが支援を希望する事業者等につき反社会的勢力であることが判明したときは、当該事業者等に関し適用のある暴力団排除条例に基づき、当該事業者等は支援対象としないこととするなど、本協定に基づく活動及び取組みが反社会的活動及び反社会的勢力の助長、促進または支援等につながることをしないようにするものとする。

（秘密保持）

第3条 各当事者は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、本協定の有効期間中はもとより期間終了後又は解除による協定終了後においても、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本協定の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 受領する以前に既に保有していたもの
- (2) 受領する以前に公知であったか、又は受領した後に自らの責によらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに受領したもの
- (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある第三者から開示を要求されたもの

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。但し、各当事者のいずれからも特段の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項にかかわらず、各当事者は、1ヶ月前までに相手方に対して書面による通知を行うことにより、この協定を解消することができるものとする。

（権利）

第5条 甲と乙は、本協定等に基づく地位および権利を第三者に譲渡してはならない。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、各当事者が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各当事者ともに署名の上、各々1通を保有するものとする。